

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書) 第九条 請負契約については、相手方決定の日から五日（広島県の休日を含める）（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内に別記様式第一号による建設工事請負契約書又は別記様式第二号による建設工事請負仮契約書を作成しなければならない。</p>	<p>(契約書) 第九条 請負契約については、相手方決定の日から五日以内に別記様式第一号による建設工事請負契約書又は別記様式第二号による建設工事請負仮契約書を作成しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。